

↳ 遺留分

Q : 相続には遺留分というものがあるようですが、どういうものなのですか？

A : 共同相続人間の公平な遺産相続を図る観点から設けられた制度で、相続人によって遺留分が定められています。

【解説】

相続人には生活保障や共同相続人間の公平な遺産相続を図るという観点から、遺留分という制度が設けられています。

遺留分というのは、相続人がこれを侵害された場合に、遺留分に達するまでの財産を請求できる権利で、具体的には、相続人の構成によって次のように規定されています。

- ① 配偶者と子(代襲相続人を含む)の場合
配偶者1/4、子(全体で)1/4
- ② 配偶者と父母(直系尊属)の場合
配偶者1/3、父母(全体で)1/6
- ③ 配偶者のみの場合
配偶者1/2
- ④ 子(代襲相続人を含む)のみの場合
子(全体で)1/2
- ⑤ 父母(直系尊属)のみの場合
父母(全体で)1/3
- ⑥ 配偶者と兄弟姉妹の場合
配偶者1/2、兄弟姉妹は遺留分なし
- ⑦ 兄弟姉妹のみの場合
遺留分なし

